

【議 題 1】

令和4年度平均保険料率について

1-1 令和4年度平均保険料率について

令和4年度保険料率に関する論点について

1. 平均保険料率

《現状・課題》

- ✓ 協会けんぽの令和 2 年度決算は、収入が10兆7,650億円、支出が10兆1,467億円、収支差は6,183億円と、収支差は前年度に比べて784億円増加し、準備金残高は 4 兆103億円で給付費等の 5 か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。
- ✓ これは、協会において、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことや、中長期的に安定した財政運営を行う観点から、平均保険料率10%を維持してきたことなどによる。
併せて、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料収入の減少額よりも、加入者の受診動向等の変化の影響によって、協会発足以来初めて医療給付費が前年度より減少したことによる支出の減少額が上回ったという、特別な状況によるものと考えている。
- ✓ 一方で、協会けんぽの今後の財政については、以下の状況から楽観を許さない状況である。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響によって経済状況が不透明であり、保険料収入の見通しも不透明である。平均標準報酬月額 は、令和 2 年 9 月以降、対前年同月比マイナスで推移している。一方で、医療給付費は、受診動向等の変化の影響等によって 令和 2 年 4、5 月に大幅に減少した後、徐々にコロナ禍前の水準まで戻り、令和 3 年度においては、既にコロナ禍前の水準を上回っている。このため、協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないこと。
 - ・ 高齢化の進展により、高齢者に係る医療費が今後も増大する見込みであり、特に、令和 4 年度以降、団塊の世代が後期高齢者となることによって、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること。
 - ・ 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によって健診や保健指導の実施率が落ち込み、健診・保健指導にかかる費用も対前年度比マイナスとなったが、令和 3 年度の目標実施率を踏まえると、健診・保健指導経費は、前年度と比較して370億円程度の増加が見込まれていること。
 - ・ 健康保険組合の令和 3 年度予算早期集計では、経済状況の悪化の影響によって約 8 割の組合が赤字を計上している。今後、健康保険組合の実質保険料率が10%を超える事態になると、財政状況の悪化した組合が解散を選択することもあると考えられること。
 - ・ 平成29年度半ば頃から被保険者数の伸びが急激に鈍化し続けていること。
 - ・ 今後、高額な医薬品・再生医療等製品の薬価収載や、それらの収載後の効能・効果の追加による処方患者数の増加の可能性もあること。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、新型コロナウイルス感染症の影響も含めた、5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

1. 平均保険料率

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がなく、また、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明である中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和4年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

2. 保険料率の変更時期

≪現状・課題≫

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（平成21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 令和4年度保険料率の変更時期について、令和4年4月納付分（3月分）からでよいか。

前回（7/27）の運営委員会における令和4年度保険料率に関する運営委員の主な意見

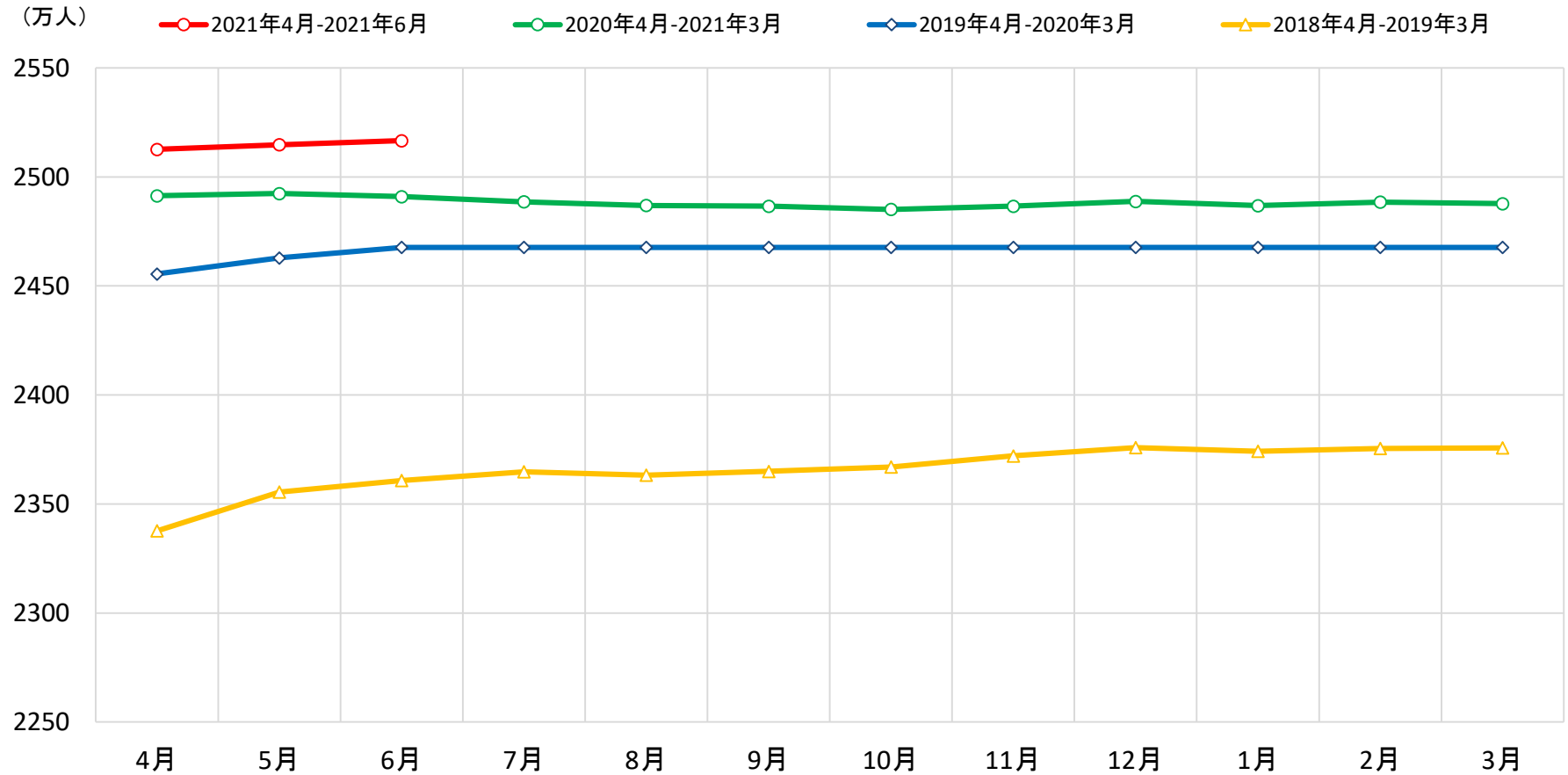
- 収支見通しについて、協会けんぽとしては、楽観を許さない状況にあると評価をされている。これまでも平均保険料率10%を維持してきた経緯があるが、保険料の引き下げは議論の対象になるのか。また、今後、9月以降に保険料率の議論が行われるが、保険料率が引き下げられた場合の収支の推計を示していただきたい。
- 後期高齢者支援金について、今後大幅に増えることが示されている。このような協会の財政に大きな影響を与える予測データについては、今後の保険料率の議論の際に、この先15年程度の動向を示し、中小企業数等の動向も示していただくよう検討していただきたい。加えて、協会として、健康保険事業以外で企業支援をしていくようなことも検討いただきたい。
- 決算は問題ないが、準備金が5か月分に積み上がった。コロナ禍による収入の減少により、労使双方から保険料率を引き下げる声が昨年以上に高まることが予想される。今後、準備金の在り方を整理し、考え方を示す必要がある。
- 令和2年度決算について、単年度収支は前年度よりも増加しているが、これはコロナの影響による受診控え等の特殊要因がある。受診動向は元に戻りつつあり、今後予想される後期高齢者支援金等の支出増加、納付猶予された保険料がどれほど回収できるのか等、協会の財政状況は楽観視できないと考える。財政状況の悪化による将来的な保険料率の引き上げに繋がることがないように願いたい。このため、準備金残高については容認すべきと考える。適正な運営管理を行いつつ、国庫補助が減額されることがないように願いたい。
- 資料をみると、被保険者数の動向は伸びが鈍化しており、標準報酬は例年9月に伸びるところが、伸びていない。加入者の一人当たり医療費は今年の3月、4月から伸びており、昨年のコロナの影響から反動がきていると思われる。こういった状況の中、積み上がった準備金の活用を判断することは難しいと思われるので、コロナが収まったところで判断すべき。

令和4年度保険料率に関する論点について (参考資料)

協会けんぽの被保険者数の動向

被保険者数の対前年同月比は2020（令和2）年4月から鈍化している。

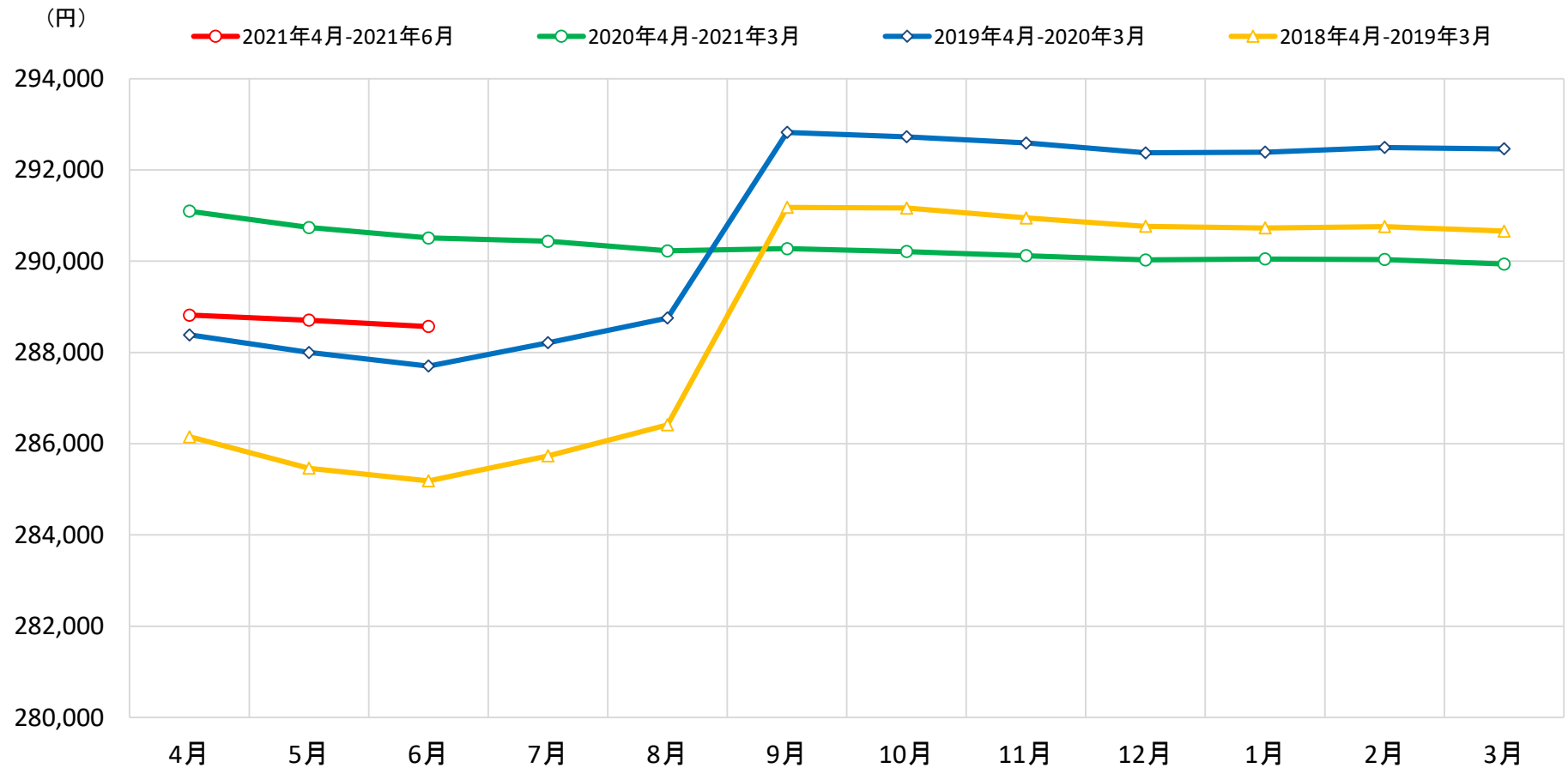
被保険者数の推移



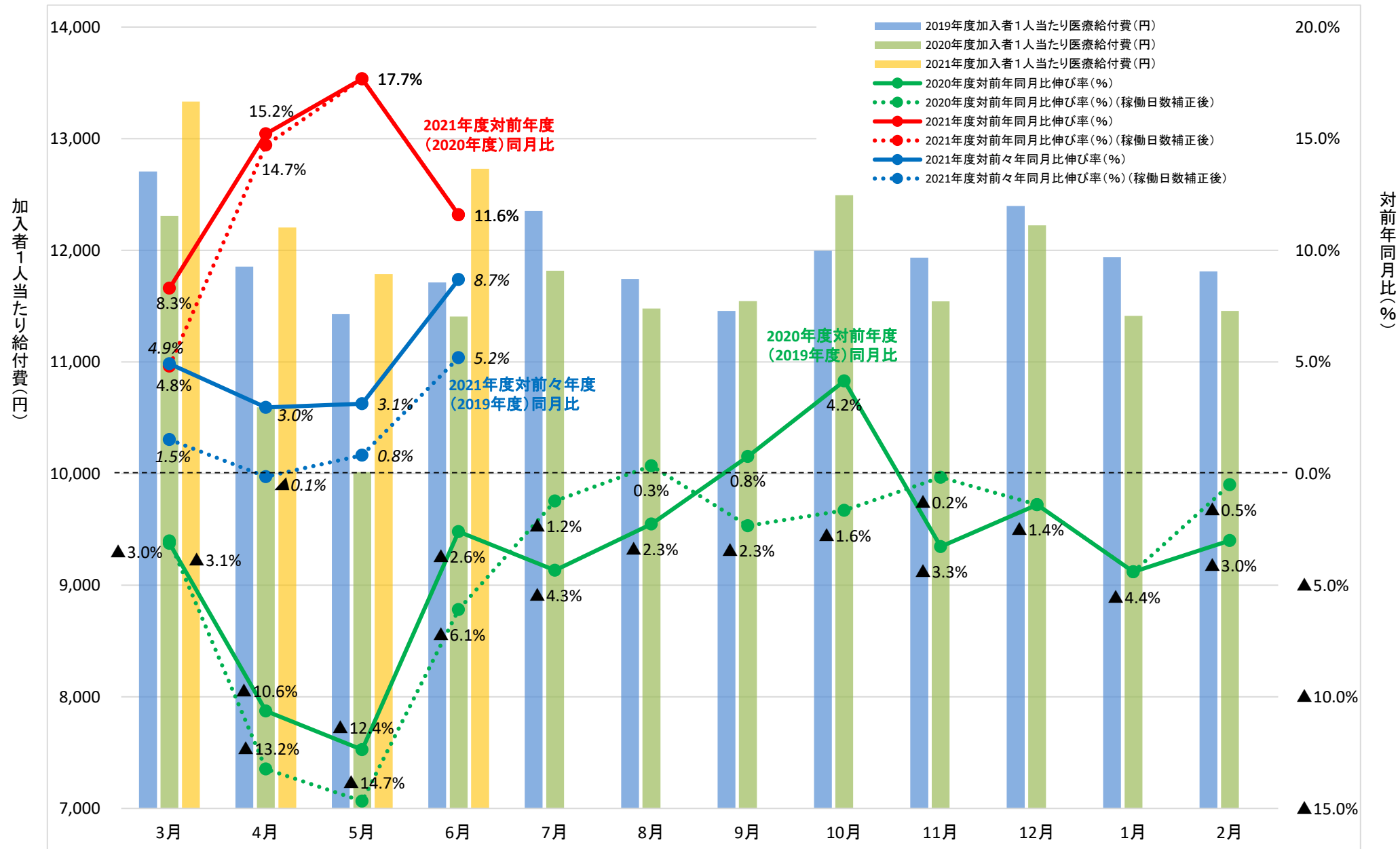
協会けんぽの平均標準報酬月額の動向

平均標準報酬月額は、2020(令和2)年度は緩やかに減少している。2020年9月以降、平均標準報酬月額の対前年同月比はマイナスとなっており、2021(令和3)年6月時点でも同様の傾向が続いている。

平均標準報酬月額推移

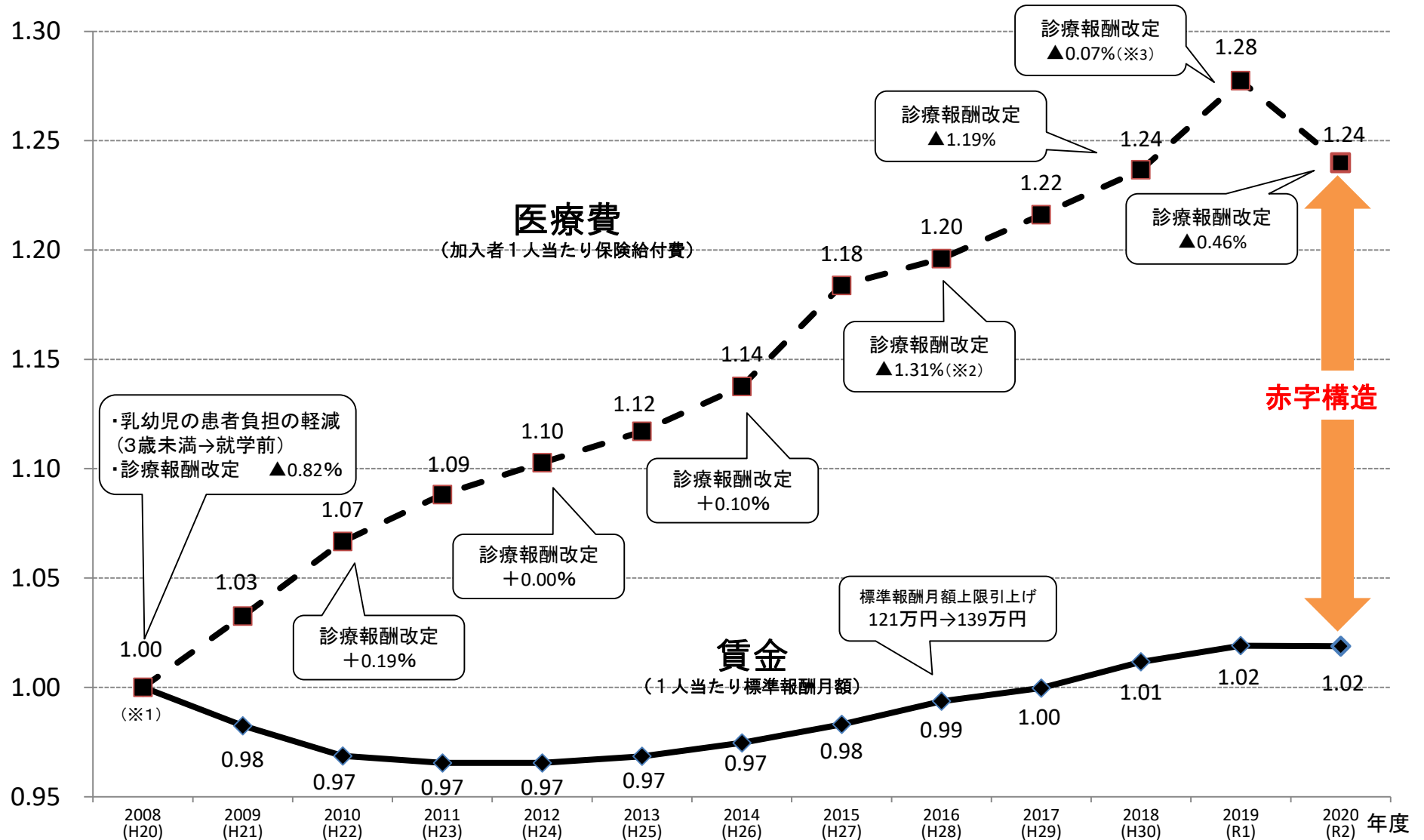


協会けんぽの加入者一人当たり医療給付費と対前年同月比伸び率の推移



協会けんぽの保険財政の傾向

近年、医療費（1人当たり保険給付費）の伸びが賃金（1人当たり標準報酬）の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造



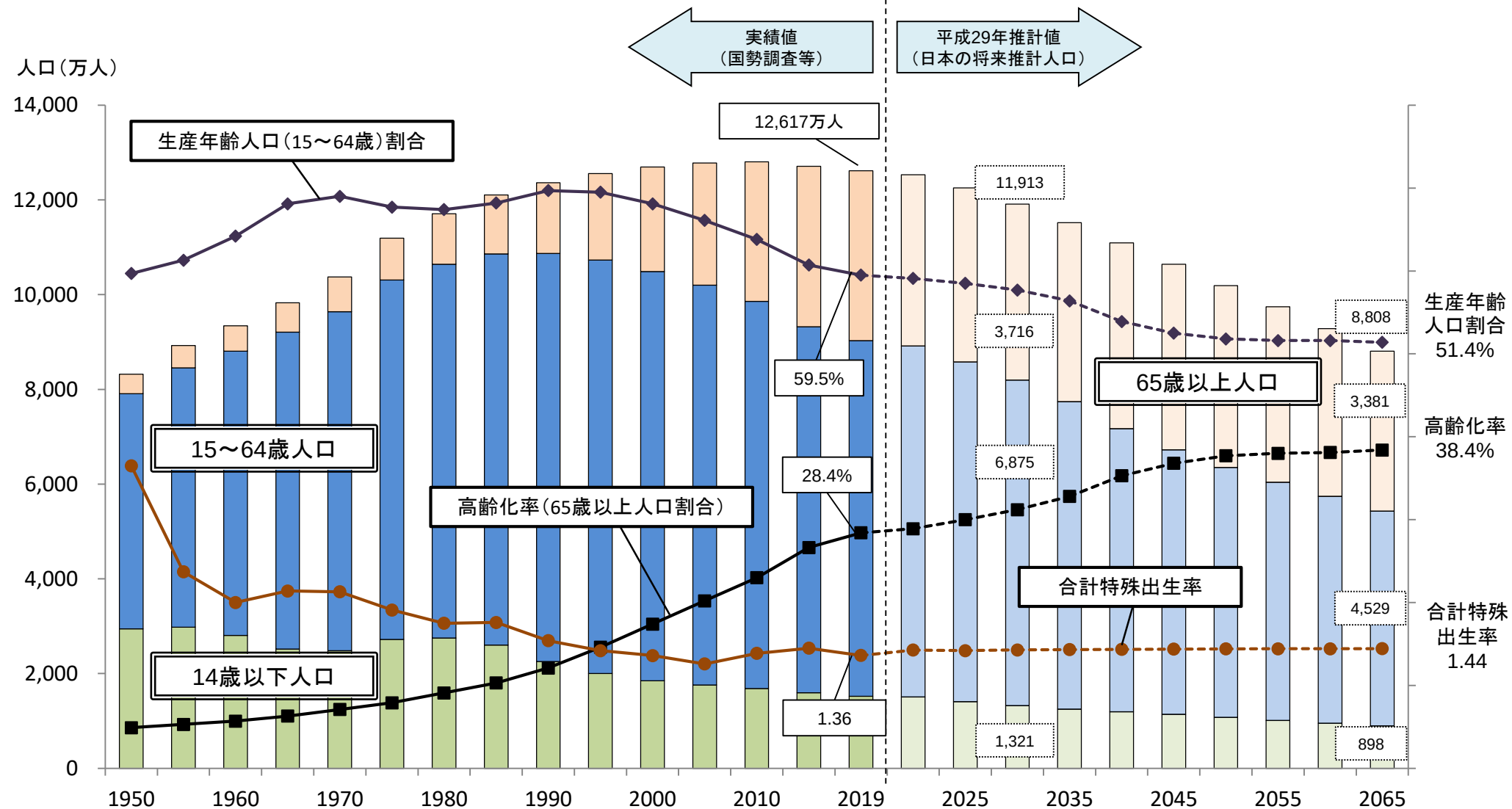
(※1) 数値は2008年度を1とした場合の指数で表示したもの。

(※2) ▲1.31%は、2016年度の改定率▲0.84%に薬価の市場拡大再算定の特例の実施等も含めた実質的な改定率である。

(※3) 消費税率10%への引き上げに伴い2019年10月より改定。

日本の人口の推移

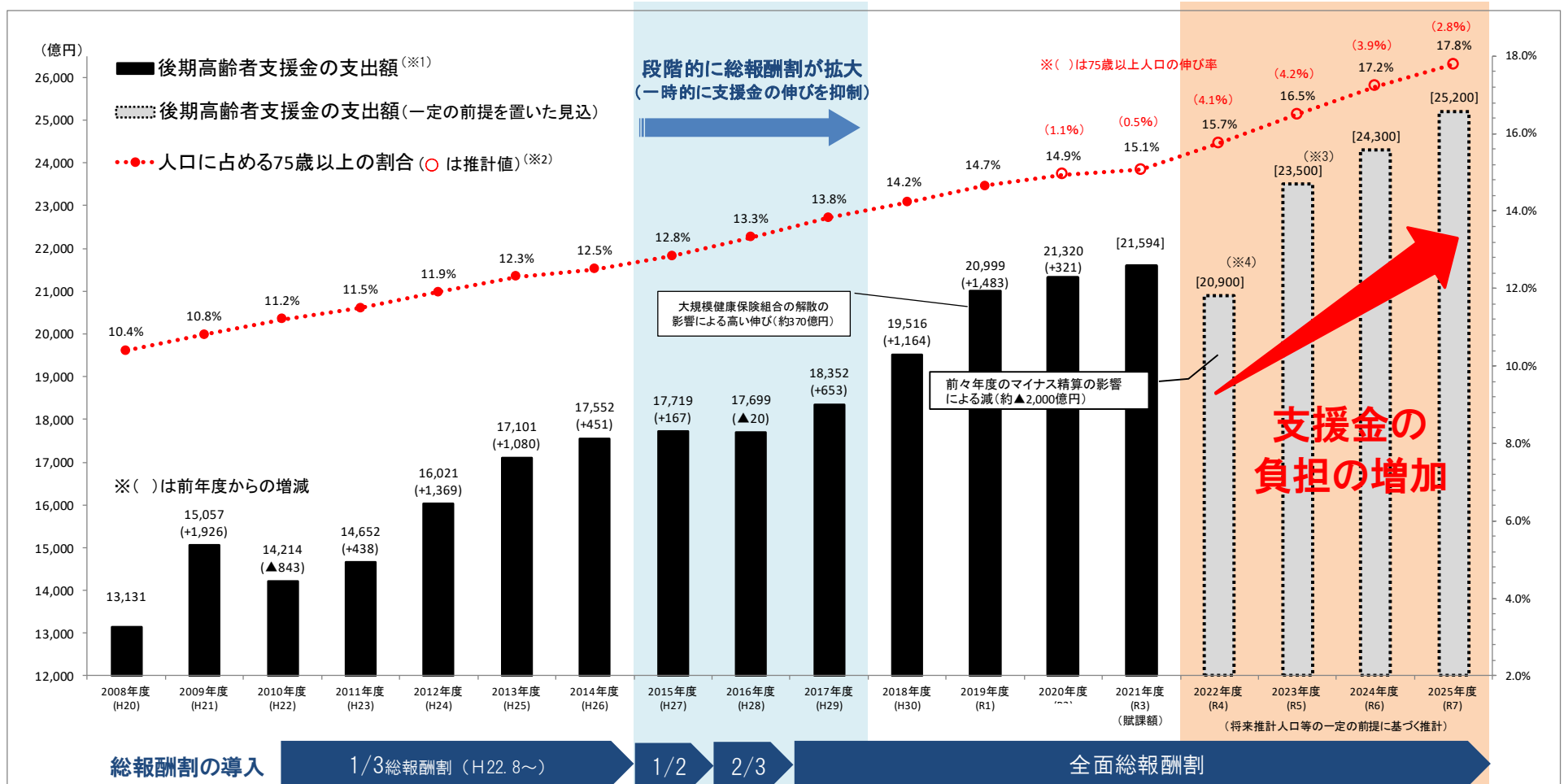
日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。



(出所) 2019年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)、高齢化率および生産年齢人口割合は、2019年は総務省「人口推計」、それ以外は総務省「国勢調査」
 2019年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
 2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計」

協会けんぽの後期高齢者支援金の推移

近年、後期高齢者支援金は、総報酬割の拡大等により一時的に伸びが抑制されていたが、2022年以降は、団塊の世代が75歳以上になり始めるため、大幅な増加が見込まれている。



(※1) 後期高齢者支援金については、当該年度の支出額(当該年度の概算分と2年度前の精算分、事務費の合計額)である。

(※2) 人口に占める75歳以上の割合については、2019年度以前の実績は「高齢社会白書」(内閣府)、2020年度以降の推計値は「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、2017年推計)による。

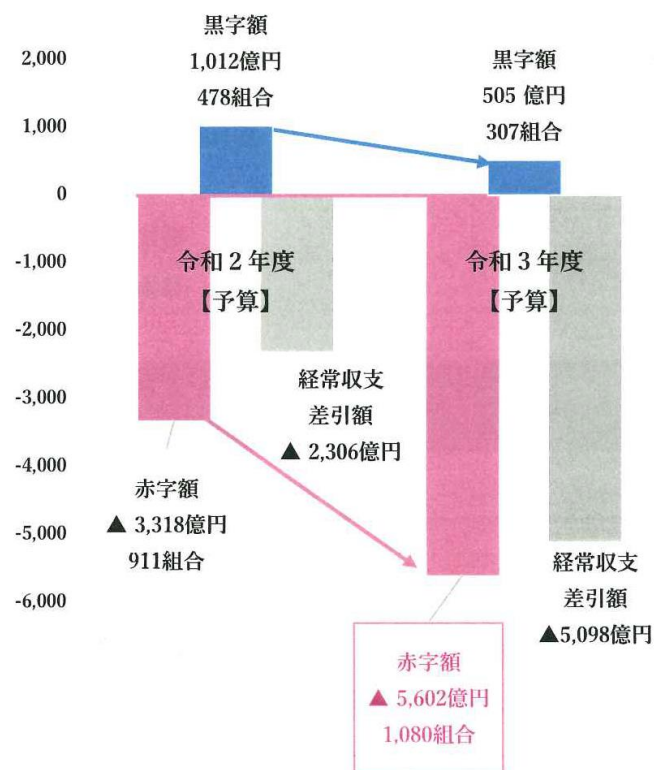
(※3) 一定所得以上の後期高齢者の医療費窓口負担の2割への引き上げについては、2022年度後半に施行されることとされているが、具体的な時期が未定のため、2023年度以降の推計値から影響を考慮している。

(※4) 2022年度以降の推計値は、百億円まるめて記載している。

令和3年度【予算】経常収支差引額の状況

- 赤字額が2,792億円増加した結果、赤字組合は、前年度に比べ169組合増加して1,080組合（構成比：77.9%）となり、赤字組合の赤字総額は前年度に比べ2,284億円増加し、▲5,602億円となる見通し。
- 一方、黒字組合は、前年度に比べ171組合減少して307組合（構成比：22.1%）となり、黒字総額は507億円減の505億円となっている。

経常収支差引額の状況



	令和3年度【予算】	令和2年度【予算】	対前年度差
経常収入 (①)	8兆1,181億円	8兆3,423億円	▲2,242億円
経常支出 (②)	8兆6,279億円	8兆5,729億円	550億円
経常収支差 (①-②)	▲5,098億円	▲2,306億円	▲2,792億円
赤字組合の赤字総額	▲5,602億円	▲3,318億円	▲2,284億円
赤字組合数	1,080組合	911組合	169組合
赤字組合の割合	77.9%	65.6%	12.3p
黒字組合の黒字総額	505億円	1,012億円	▲507億円
黒字組合数	307組合	478組合	▲171組合
黒字組合の割合	22.1%	34.4%	▲12.3p

【総論①】 新型コロナウイルス感染症流行の中小企業への影響

- 感染症流行により、多くの**中小企業が引き続き厳しい状況**にある。
- **倒産件数は低水準**となっており、金融支援の拡大や持続化給付金など概ね**各種支援策が功を奏している**と見られるが、感染症の影響に引き続き留意することが必要。

図1 新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響

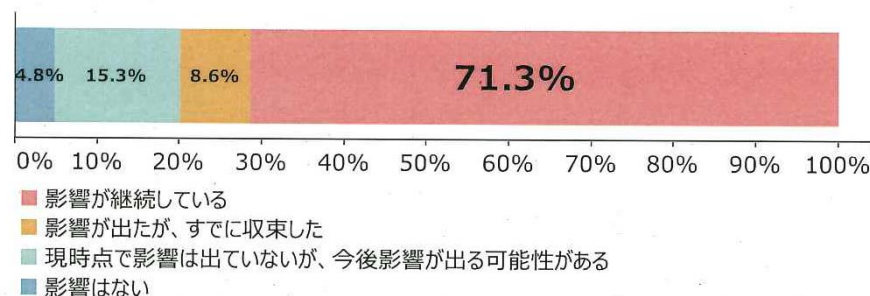


図2 倒産件数の推移

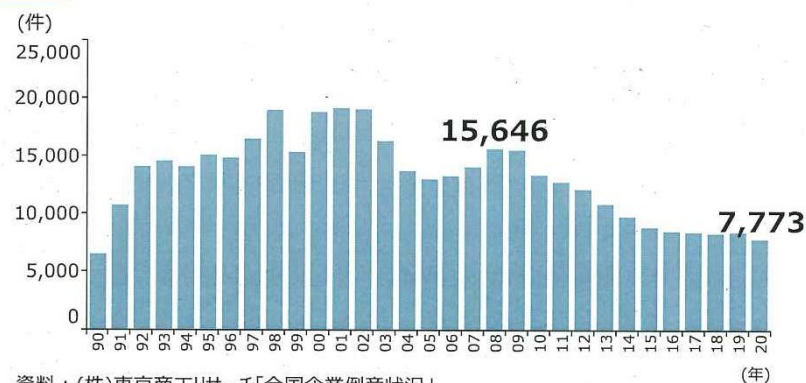


図3 中小企業向け貸出残高の推移

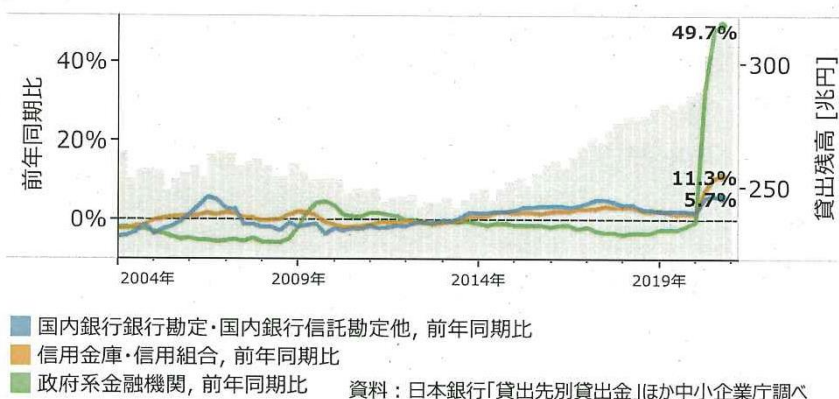
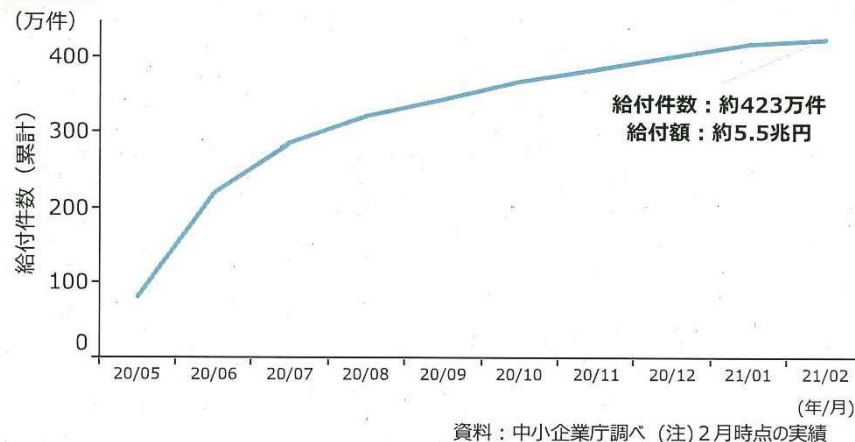
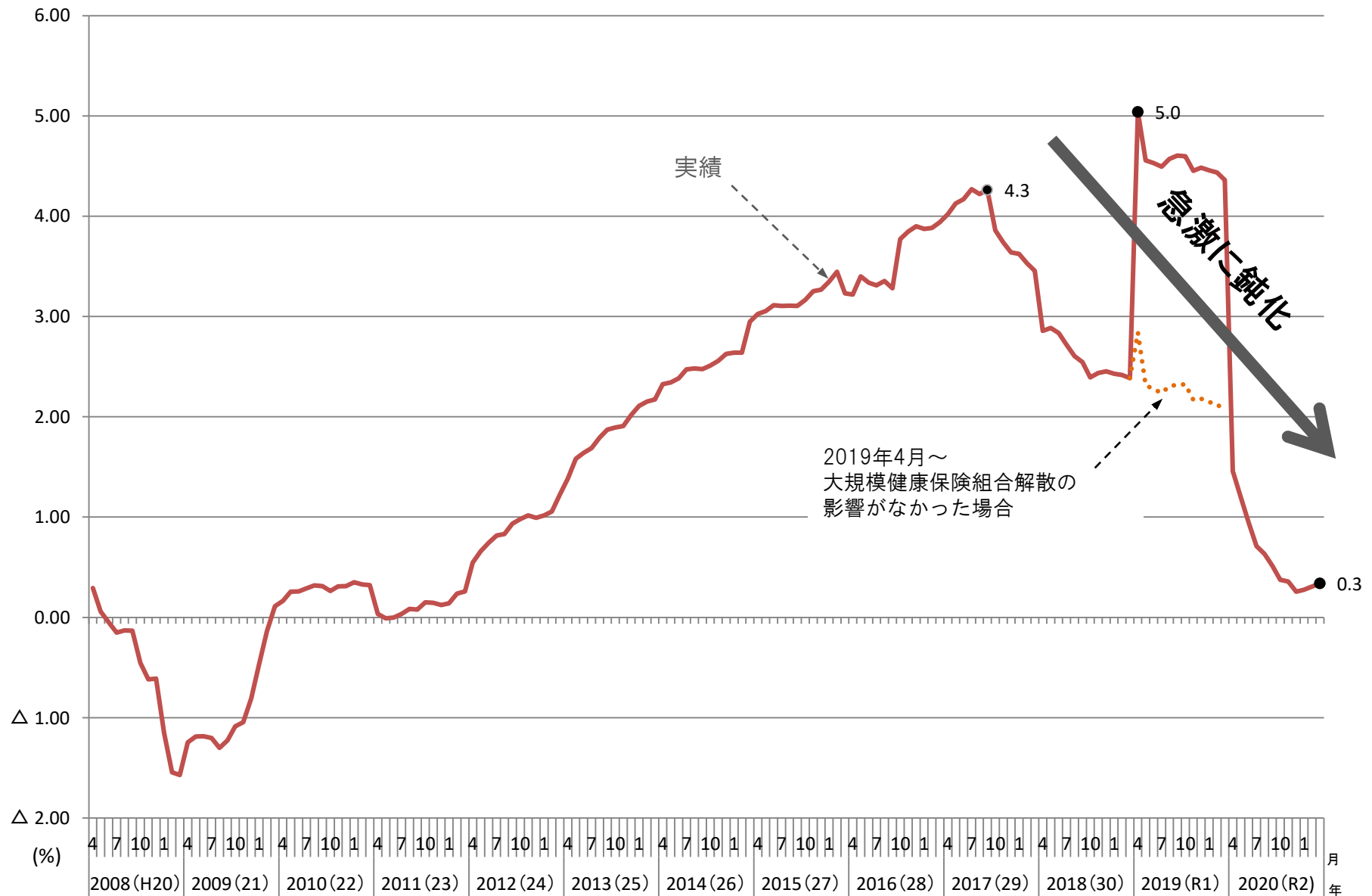


図4 持続化給付金の給付実績



協会けんぽの被保険者数の対前年同月比伸び率の推移

被保険者数の対前年同月比の伸びは、2017(平成29)年9月をピークに鈍化傾向が続いている。



医療技術の高度化に伴う高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載

- 近年、医療技術の高度化に伴い、高額な医薬品や再生医療等製品が薬価収載されている。（下表参照）
- これらの多くは、対象疾患が希少がんや難病など患者数が限定的であるが、オプジーボのように、効能・効果の追加により対象疾患が拡大し、医療費（薬剤費）に与えるインパクトが非常に大きくなる場合がある。

近年薬価収載された高額な医薬品や再生医療等製品の例

（以下の表は中央社会保険医療協議会資料等に基づき作成）

医薬品名	保険収載年月	効能・効果	費用 （薬価収載時）	ピーク時 予測患者数 （薬価収載時）	ピーク時 予測販売金額 （薬価収載時）（※3）
オプジーボ点滴静注	2014年 9月	非小細胞肺癌 等 （収載後、対象疾患が拡大）	約 3,500万円（※1） （体重 60kgで 1年間の場合）	470人 （2018年度 新規処方患者数（推計）：約 21,000人）（※2）	31億円 （2018年度 販売金額：906億円）（※2）
ステミラック注	2019年 2月	外傷性脊髄損傷	約 1,500万円（1回分）	249人	37億円
キムリア点滴静注	2019年 5月	B細胞性急性リンパ芽球性白血病 等	約 3,350万円 （1患者当たり）	216人	72億円
レブコビ筋注	2019年 5月	アデノシンデアミナーゼ欠損症	約 2億 2,000万円 （体重 60kgで 1年間の場合）	8人	9.7億円
ゾルゲンスマ点滴静注	2020年 5月	脊髄性筋萎縮症	約 1億 6,700万円	25人	42億円
イエスカルタ点滴静注	2021年 4月	びまん性大細胞型 B細胞リンパ腫 等	約 3,260万円 （1患者当たり）	232人	79億円
ブレヤンジ静注	2021年 5月	びまん性大細胞型 B細胞リンパ腫 等	約 3,260万円 （1患者当たり）	239人	82億円

（※1）累次の薬価改定により、薬価収載時と比べ、価格が約76.4%引き下げられた。（100mg10mL 1瓶の価格：薬価収載時＝72万9,849円、2019年8月時点＝17万2,025円）

（※2）小野薬品工業株式会社の公表資料に基づき作成。

（※3）薬価収載時の算定薬価の基づく予測である。

令和2年5月13日
健康保険組合連合会との
共同発表コメント

令和2年5月13日

「高額医薬品の保険収載」にあたり

健康保険組合連合会
全国健康保険協会

本日の中央社会保険医療協議会において、希少疾患・難病治療薬である「ソルゲンス」の保険適用が承認された。

この「ソルゲンス」は、国内で価格が1億円を超えた初の超高額医薬品として注目を集めているが、1回の投与で高い効果が期待されているため患者にとっては保険適用を待ち望んでいた新薬であり、このような新薬については、費用対効果も考慮しながら適正な価格での速やかな保険適用を通じて、患者への適切な医療を確保することが何よりも重要である。

個人で負担しきれないリスクを確実にカバーしていくことは共助の仕組みである公的医療保険制度の責務である。現在、国難とも言える新型コロナウイルス感染症の治療に向けて、新薬の研究開発や既存治療薬の活用に向けた臨床試験が進んでいるが、国民の生命を守るためには、こうした医薬品についても有効性・安全性を確認した上で、速やかに公的医療保険でカバーすべきである。

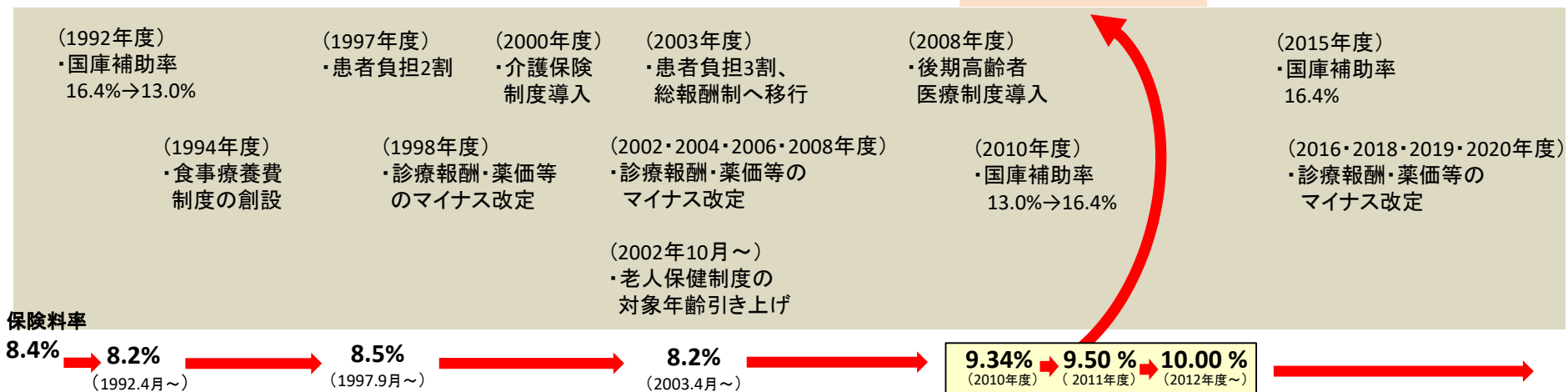
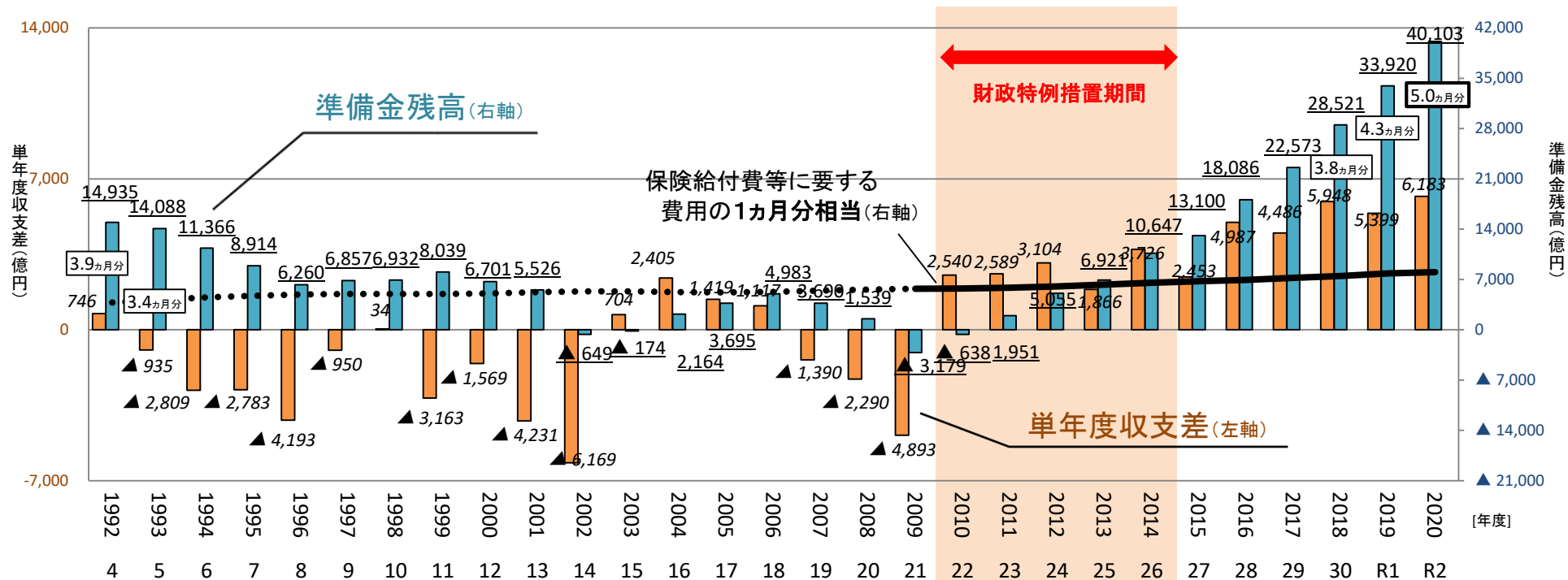
国民皆保険制度の存在は、今回のような不測の事態においても医療を支え、国民の生命を守ってきた。しかし、2022年以降、人口減少・高齢化等により医療保険財政がより危機的な状況に直面し、さらに革新的で高額な新薬の保険適用が今後も見込まれている。

医療の質向上につながる新薬を保険適用しながら国民皆保険制度を維持していくためには、既存医薬品に係る公的医療保険の給付範囲について、除外も含めて改めて見直しを検討することが喫緊の課題であり、まずは関係審議会において諸外国の事例も参考にしながら、保険診療下で相対的に必要度が低下した市販品類似薬の除外・償還率変更に向けた検討を早急に着手すべきである。

薬剤自己負担の引き上げなどの医療保険制度改革については、骨太の方針2019や全世代型社会保障検討会議中間報告等を踏まえ、社会保障審議会医療保険部会において検討を行い、今夏に議論のとりまとめが行われる予定である。新型コロナウイルス感染症は未だ収束に至っておらず、その対応は最優先されるべきだが、「2022年危機」に向けて、医療資源の有効利用促進の観点から薬剤自己負担の引き上げを含めた保険給付範囲のあり方について、着実に議論を前進させるべきである。

以上

単年度収支差と準備金残高等の推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)

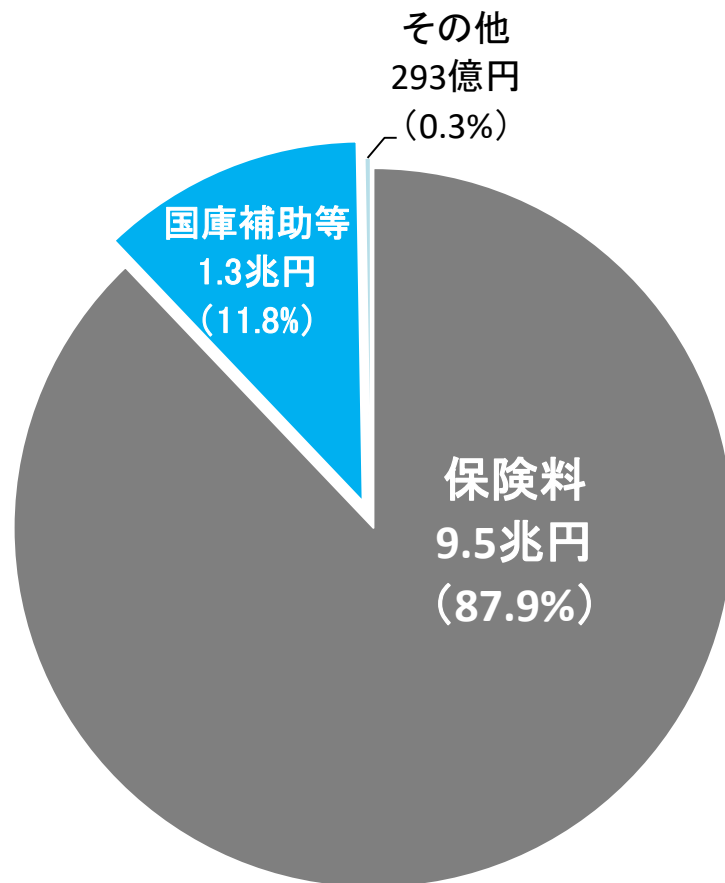


(注) 1.1996年度、1997年度、1999年度、2001年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 2.2009年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 3.協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1ヵ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。

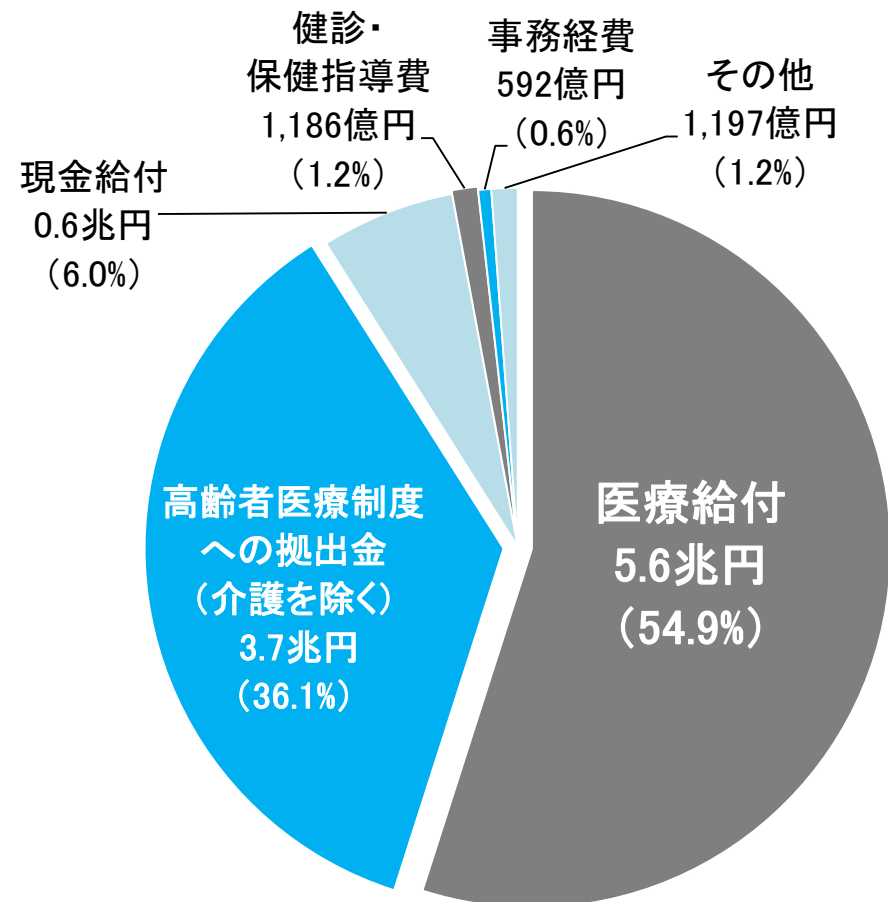
協会けんぽの財政構造(令和2年度決算)

○ 協会けんぽ全体の支出は約10.1兆円だが、その約4割、約3.7兆円が高齢者医療への拠出金に充てられている。

収 入 10兆7,650億円



支 出 10兆1,467億円



第 89 回全国健康保険協会運営委員会（29 年 12 月 19 日）

発言要旨

（理事長）

- 平成 30 年度保険料率については、本委員会において 9 月以降 4 回にわたり精力的にご議論をいただき、委員長をはじめとする各委員の皆様には、厚く感謝申し上げます。
- 今回の議論に当たり、先ほどの資料 1 にも記載のとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただいた。
- これを見ると、平均保険料率の 10%を維持した場合であっても、中長期的には 10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている 2025 年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えている。
- 今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率 10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率 10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。
- また、協会けんぽは被用者保険のセーライネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。
- 以上を踏まえ、協会としては、平成 30 年度の保険料率については 10%を維

持したいと考える。

- なお、激変緩和率については、平成 31 年度末とされた現行の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成 30 年度は 10 分の 7.2 として 10 分の 1.4 の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については、平成 30 年 4 月納付分からとしたいと考えている。

- 最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで 3 年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。

保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、5 年ないし 2025 年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れないといけないと考えている。3 回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。

第 93 回全国健康保険協会運営委員会（平成 30 年 9 月 13 日）
発言要旨

- 本日は、幅広いご意見を頂戴しまして、本当にありがとうございます。
- 今回お話しいただいた、論点 1 の来年度（平成 31 年度）の保険料率についてどうするかというご意見の中で、そのことについては、やはり 10%、中長期的に考えても 10%維持のほうがよいという意見と、10%維持はよいが、今このような形で協会の準備金が積み上がっていると、その積み上がっている準備金を自らの団体であるとか、加入者や事業主に対して、10%維持が望ましいが、どう説明してよいかわからないのご意見もいただきました。やはり、これだけ積み上がっているのだから、引き下げてほしいというご意見も頂戴しました。
- 皆様の本当に素晴らしい様々なご意見を頂戴しましたが、昨年末にこの運営委員会でお話しさせていただきましたように、基本的には大きな変動がない限り、この料率に関しましては、中長期的に考えていきたいという基本は変わっておりません。
- これから、10 月、11 月、12 月に向けて、各支部でも評議会が開催されます。その評議会の中で、なぜ準備金が必要なのか、そして、どのようにして協会けんぽを長く安定的に維持できるのかということをきつりと話をさせていただきますが、本日、森委員と埴岡委員からもお話がありました。2040 年という本当に長期的なことも考えながら、子どもは安定的な運営をするために何をやっていかなければいけないのかということを考える必要があります。
- 私どもとしては、これから、このように準備金が積み上がってきているという非常に恵まれた環境の中で、将来、先ほど推計としていろんな数字を述べさせていただいておりますけれども、最悪の場合、2021 年度から赤字に転じてしまうような財政状況の中で、その推計のようにならないように、保険者として様々な努力をし、その数字がもっと先に延びるようにする努力をする必要があると思っています。そういう努力をしていきますということで、大変長くなりましたが、基本的には中長期的に考えさせていただきます。そして、これからの各支部での議論において、きちんとお話しをさせていただきたいと考えております。